

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第3回会議配布資料	資料 1
令和5年8月1日	

## 議論のテーマ（第3回会議）

## 議論のテーマ（第3回会議）

### ○ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性

- ・ 性犯罪について仕組みを設ける必要性

### ○ 制度設計に当たり留意すべき観点

- ・ 職業選択の自由やプライバシー権との関係、規制の範囲やその考え方
- ・ 制度設計における留意点（論点）

例：① 対象の事業を行う者に対してどのようなことを求めるか

- ・ 対象事業者の範囲や、その責務の内容
- ・ こどもの安全の確保に配慮する責務をよりよく達成するためのものとして性犯罪歴等の確認を位置付けること
- ・ 性犯罪歴等確認の事業者への義務付けと、これを怠った場合の担保

② 対象の事業・業務の範囲をどのように考えるか

- ・ 業務の性質・こどもとの関係性等、対象範囲を考慮する際の観点をどのように考えるか
- ・ 資格の有無や雇用形態の様々な職員について、どの範囲を対象にすることができるか
- ・ 対象の事業を明確に規定すべきこと
- ・ 確認を直接義務付けることとするか、あるいは手上げた事業者にいわゆる丸適マークを付与するような仕組みとするか

- ③ 性犯罪歴等確認の位置付けをどのように考えるか
  - ・ 事業を行う者の責務との関係（こどもの安全の確保に配慮する責務をよりよく達成するためのものとして性犯罪歴等の確認を位置付けること）
  - ・ 欠格条項を法律上設けることとするか、確認の結果をこどもの安全を確保するための措置を判断する資料とするか
- ④ 性犯罪歴等確認の具体的な仕組み
  - ・ 確認を申請することができる者を誰にするか（特に、個人情報保護法との関係をどう考えるか）
  - ・ 確認の結果について交付を受けることができる者を誰にするか
  - ・ 情報を確認する時期
- ⑤ 性犯罪歴等確認の仕組みの対象とする性犯罪前科等についてどのように考えるか
  - ・ 対象とする前科等の期間について、刑法の刑の消滅規定との関係を踏まえて検討する必要があること
  - ・ 不起訴処分を対象にするか
- ⑥ 情報の安全管理
  - ・ 情報の漏えいについて罰則等の制裁を設けること
- ⑦ 性犯罪歴を有する者の更生の観点  
等

- 併せて行うべき取組はあるか